

# ディスクロージャー実務研究会規約

## 第1条(運営主体及び名称)

株式会社プロネクサス(以下「当社」という)が運営し、ディスクロージャー実務支援にかかる情報サービスを提供する会を「ディスクロージャー実務研究会」(以下「当研究会」という)と称する。

## 第2条(目的)

当研究会は、当研究会の会員(以下「会員」という)のディスクロージャー実務をサポートするために、上場前、上場時、上場後や市場変更等各ステージにおける有用な資料・情報提供、セミナー開催などのサービスを、当社が運営する「PRONEXUS SUPPORT」その他を通じて提供することを目的とする。PRONEXUS SUPPORT の利用は、その「サイト利用規約」に従うものとする。

## 第3条(1運営年度の期間)

当研究会は、毎年4月1日から翌年3月31日までを1運営年度の期間とする。

## 第4条(事務局)

当研究会の事務局は、当社 ソリューション事業部内に置く。

## 第5条(入会の資格及び手続き)

### 1.(入会の資格)

入会の資格は、当社と有価証券報告書、株主総会招集通知または上場申請書類等の作成支援業務について、お取引のある顧客(発行会社)に限定する。入会の資格がなくなった月に PRONEXUS SUPPORT の会員アカウントを無効にする。

### 2.(当研究会への申込み)

入会については、「ディスクロージャー実務研究会入会申込書(様式1-1)」(電子的書面を含む)により、当研究会宛てに申込むものとする。

### 3.(会員代表の登録及び変更)

会員のうち1名は会員代表として登録することとし、当研究会の各種資料提供や年会費請求書の送付等は会員代表に対して行うものとする。なお、会員代表に変更あるときは、当社営業担当へ連絡を行うものとする。

## 第6条(退会)

前条の第1項に定める取引が解消されたときは、退会したものとする。

なお、会員は、何時でも任意に「ディスクロージャー実務研究会退会届(様式3)」(電子的書面を含む)により退会できるものとし、退会日の属する月に PRONEXUS SUPPORT の会員アカウントを無効にする。

## 第7条(年会費等)

### 1.(年会費の払い込み)

第5条に定める入会申込みを行う場合は、第5条第3項による会員代表宛てに発行する「年会費請求書」に基づき年会費を払い込むものとする。

### 2.(サービスの開始)

PRONEXUS SUPPORT の利用には、会社所属の社員が個人ごとに PRONEXUS SUPPORT 登録手続きを取るものとする。PRONEXUS SUPPORT(会員限定コンテンツ含む)による情報提供、各種有料セミナーの会員割引(一部の実務サポートセミナーは2名無料参加)、その他提供資料の無償配布等、当研究会としてのサービス全般の提供は、PRONEXUS SUPPORT へ登録した時点をもって開始するものとする。

### 3. (継続会員への年会費の請求)

継続会員の年会費は、第3条による1運営期間終了の1カ月前までに、第6条に定める退会の申し出がない限り継続会員とみなし、第5条第3項による会員代表宛てに発行する「年会費請求書」に基づき払い込むものとする。  
なお、「年会費請求書」に記載されている支払期日までに入金を確認できない場合は、前項のサービスを一時停止する場合がある。

### 4. (年会費の返戻)

年会費は、第6条による退会があっても、返戻しないものとする。

## 第8条(目的外使用の禁止)

当研究会が提供する全てのサービスは、会員の商用目的に利用すること及び会員会社以外の者に利用させることはできない。また、当研究会及び PRONEXUS SUPPORT から提供する資料・情報等について、許可なく複製・加工・引用してはならない。

## 第9条(知的財産権)

当研究会が提供する資料・情報等の著作権をはじめとする知的財産権は、全て当社及び当社への情報提供者に帰属する。

## 第10条(個人情報の取り扱い)

当研究会が会員より取得する個人情報は、当会員登録に関する事務処理と会員へのサービスの一環として、当社が取り扱う商品、サービス情報やセミナー情報等について案内することを目的とし、それ以外の目的には利用せず、また第三者への提供は一切行わないものとする。また、その他、当研究会にて取り扱う個人情報については、当社が定める「株式会社プロネクサス個人情報保護方針」(<https://www.pronexus.co.jp/privacy.html>)に従うものとする。  
また、PRONEXUS SUPPORT では、ご登録いただいた個人情報と紐付けてサイト内 Web ページの閲覧履歴を取得しております。

## 第11条(反社会的勢力との取引排除)

当研究会及び会員は、自己または自己の代理人もしくは媒介をする者が、現在及び将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力(以下「暴力団員等」という)に該当しないことを相互に確約する。  
また、当研究会または会員が、暴力団員等に該当することが判明した場合、相手方は本契約を解除することができるものとする。

## 第12条(規約の変更)

この規約は、ディスクロージャー制度改正などによる環境変化や社会情勢の変化等及び相互に有効と認められる事柄が生じたときは当研究会の裁量により、変更することができるものとする。この規約の変更は、会員への予告なくまた PRONEXUS SUPPORT への掲載もしくは会員への個別通知によって行うことができ、別途当社が定める場合を除き当該掲載または通知の時点から効力を生じるものとします。

以上

2024.3.30 改訂